

## 青森大学副学長の職務に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、青森大学学則第48条に基づき、青森大学（以下「本学」という。）副学長の職務に関する事項を定める。

### (職務)

第2条 副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどり、命に従い所属教職員を統督する。

### (責務)

第3条 副学長は、以下の責務を負う。

- (1) 学長の命を受け、命に従いリーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督する。
- (2) 学長の命を受け、命に従い本学の所属教職員が、学長方針、中期的な計画、青森山田学園経営方針・情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努める。

### (任期と任用)

第4条 副学長の専任及び任期については、青森大学副学長選任規程によることとする。

### (規程の改廃)

第5条 この規程の制定及び改廃は、大学運営会議の議を経て学長が行う。

### 附 則

この規程は令和2年4月1日より施行する。